

## アメリカにおける死刑と精神異常者の問題

辻 本 義 男

### はじめに

刑事被告人の責任能力に関しては「被告人が行為時において精神異常 (insane) であったならば、犯意 (mens rea) という要件が欠けており、したがって犯罪が行われたとはせられない。処罰は、正常な能力と法益侵害の当の原因者であったことを前提としている。それゆえ、精神異常者については、責任および処罰は問題となりえず、その代りに病院へ収容されるべきである」これが英米刑法における責任無能力者についての原則的理解である。精神異常者 (insane person) に行為の刑事責任を負わすことは無益であり道義的に許されないとする思想は、英米刑法においては少なくとも七世紀の間明確な形において承認されてきたとされる。<sup>(1)</sup> とくにアメリカにおいては、責任能力の問題が精神異常の抗弁という形であらわれ、その成否が死刑か無罪かを決定するために、死刑事件においては必ずといってよいほど精神異常の申立が行われるというのが実情のようである。

## 一 現 状

アメリカで死刑を存置している州の大部分は、制定法あるいは判例法で精神異常者の死刑の執行を禁じている。やや古い資料であるが *Insanity of the Condemned* <sup>(2)</sup> によれば、刑事罰として死刑を科さない州が一一州——一九八七年八月現在、アラスカ・ハワイ・アイオア・カンザス・メイン・マサチューセツ・ミシガン・ミネソタ・ニューヨーク・ノースダコタ・ロードアイランド・ウエストバージニア・ウイスコンシンの一三州が死刑を廃止している——、精神異常の死刑囚に対する死刑の執行を禁じるコモン・ロー・ルールを判例法で採用している州が四州、制定法に定められた手続で死刑囚が精神障害の状態にあるあいだ死刑を執行しないことを明定している州が二五州、有罪の確定した精神異常の受刑者を矯正施設から精神病院へ移送することのみを定めている州が六州——このなかの一州は、精神異常の死刑囚は処刑されることがないと解されている——、州知事に死刑の執行を猶予する権限があるとのみ規定する州が二州、テキサスとバーモントの二州が精神異常の死刑囚の処刑に関するならぬ制定法あるいは判例法を有していないということである。

大部分の州では、死刑囚からの精神異常の申立についての第一次の判定を刑務所長の裁量に委ねている。死刑囚の申立が信用できるものであると認めると、刑務所長は州の行政機関の長あるいは死刑囚の精神能力についての審査手続を開始する州裁判官に報告する。精神能力が正常と判定されると、その死刑囚は処刑のために州の刑務所に戻されるが、精神異常と判定されると、その死刑囚は精神能力を回復するまで州の精神病院に收容されると定めている。

このように大部分の死刑存置州が採用している精神異常死刑囚の処刑の禁止の原則は、コモン・ロー・ルールに由来するものであるが、その正当化理由については、そのときどきの理論や実際、あるいは社会的合意に適合するよ

うに古くから多くの解釈がなされてきている。連邦最高裁判所のフランクファーター裁判官がかつて *Soltesbee v. Balkcom* 事件の判決のなかで引用したところによると、<sup>(3)</sup> 精神異常者は自身の犯した犯罪、その裁判および裁判後の手続について知ることができず、知ることでもできないままに死刑の猶予を求める理由を考へる機会を奪われてしまふ。あるいは精神異常者は自身の行為と自身の置かれてある状況を知ることができず、神に魂の平安を祈る最後の機会を奪われることになる。精神異常者の処刑は、犯罪の抑止および応報という社会の利益にほとんど役立たない。精神異常者の処刑の場面は、おそらくはあまりにも惨めなので社会教育になんら資することがなく、また、その処刑を猶予しても死刑の一般的な犯罪抑止効果を減少させるものとはならない。精神異常者の処刑は、生命を奪われた者と等価値の生命を要求することにならないので、カタルシスと復讐を求める応報重視の社会のニードを充たすことができない等の解説が紹介されている。

コモン・ロー・ルールの正当化理由については右にあげたように、様々な解説がなされているが、死刑囚の精神力の判定については、(a)精神異常の申立がなされたか、(b)どのような手続によりその申立の有効性を判定するか、(c)どのような基準によって判定されるか、の三つの基本的な問題について大まかなガイドラインが設定されただけであった。そのため、各州は死刑囚の精神力の判定について様々な方法を採用した。

まず、(a)精神異常の申立がなされたかの問題については、イギリスのコモン・ローは当該の死刑囚に管轄権をもつ裁判所にシンプル・モーションの形式で精神異常の申立をすることを認めるが、アメリカでこのコモン・ローの方式をそのまま踏襲しているのは一一州にとどまり、四州は州知事に対して精神異常の申立を行うこととし、<sup>(4)(5)</sup> 二〇州が、刑務所長あるいは死刑囚を拘禁している保安官に対して精神異常の申立をすることを規定している。この場合、拘禁者が死刑囚の精神力について合理的な疑いをもったときのみ、その精神力を判定するものとされており、<sup>(6)</sup> かつ

その合理的な疑いがどの程度のものか明らかでなく、その調査についても公表されないことになっているため、刑務所長などがその職務を執行しない場合には救済の手段がないことになる。

(b)精神異常の申立の処理の仕方にも州によって異なるが、大部分の州はコモン・ロー・ルールを採用し、その申立につき審問を行う裁判所が精神異常の判定手続を定める<sup>(7)</sup>。また、制定法に手続を定めたり、あるいは審問開始の決定を州知事・刑務所長・州立病院長などの裁量に委ねている州もある。なお、形式的に整った精神異常の申立があれば審問が開始されるとする州はあるが、死刑囚に精神能力について独自に提訴する権利を認めている州は皆無である。また、精神能力の判定は、裁判所による審査を経ることなしに指名された医師(精神科医)が診断し、精神異常と判定されたときは審問あるいは審理なしに精神病施設に移送するのが通常である。審問あるいは審理を開始する州においては、精神能力の判定方法は様々であるが、通常、審理によるときは裁判所あるいは陪審が判定する。審問の場合は厳格な手続的保障を定めたものもあれば、形式的あるいは一方的に行うものも見受けられる。

(c)精神異常の判定基準に関しては、コモン・ロー・ルールは「死刑囚は自身の有罪とその差し迫った運命の性質を知っているかどうか」、あるいは「死刑囚は自身に対して行われている手続を知っているか」を基準とするが、多くの州ではこのような精神異常テストを採用せず、刑事法一般に用いられる責任能力に関する規定でまかなっているようである。ただ、死刑囚に限っての精神能力テストを確立しようとして、死刑囚が自身の犯した犯罪、自身に対する手続、自身に対する刑罰の目的と程度、および自身に加えられる刑罰を不正・不法とする事実を知的に理解することができるかどうかのテストを行うことを定める州も若干見受けられる。

(1) 奥谷葵『責任能力基準の研究』(慶応通信、一九八〇年)七頁。

(2) "Note, *Insanity of the Condemned*", *The Yale Law Journal*, Vol. 88, p. 533 (1979).

(3) *Sollesbee v. Balkcom*, 339 U.S. 9, 17-19 (1950).

(4) *Note, op. cit.*, at 538.

(5) たとえば、ジョージア州では「……死刑相当犯罪で有罪とされた者がその有罪の確定の後精神異常となったと思われる相当な理由を示して知事に十分な証拠を提出したとき、知事は、裁量により、知事が選任する専門精神医の診断を、有罪と確定された者に受けさせることができる」とし、さらに「知事は有罪とされた者を精神異常と判断した場合、その者の精神状態が回復するまで……〔精神病院に〕拘禁する権限を有する」と規定する。

(6) 「死刑の執行をまづ死刑囚が精神異常であると刑務所長あるいは保安官が思料したときに限り」と定める州が多い。

(7) たとえば、ロードアイランド州では「上級裁判所の裁判長、右の裁判長を欠くときは上級裁判所の裁判官はその裁量により適当と思料する方法で当該者の審問を命じることができると定める。」

## 二 従来の合衆国最高裁判所の判断

合衆国最高裁判所は、これまでに精神異常の死刑囚の処刑についての憲法的判断を数回行ってきたが、そのいずれにおいても州の手続は合憲であるとしてきた。

はじめはこの種の事件が合衆国最高裁判所に現れたのは一八九七年のことで、ジョージア州の保安官はその裁量により、陪審による精神能力の判定審問を開始し、その結果を判決言渡裁判所に報告すると定めた当時の手続に対して、死刑の判決を言い渡された者は、精神異常の申立を陪審裁判で審理されるべき法の適正な手続の保障を求める権利をもつと主張したのがその最初であった。合衆国最高裁判所は、*コモン・ロー*はこのような問題について陪審裁判を求める権利を定めていないので、州はどのような手続も任意に定めることができるとしてジョージア州の手続を支持した。

その後、死刑囚の精神異常の申立についての合衆国最高裁判所の判断は長く行われなかったが、一九四八年に合衆

国最高裁判所は合衆国憲法修正第一四条の法の適正な手続条項は精神異常者の処刑を禁止するか、および再審問を許さない一方的な精神能力の判定に基づいて処刑を認めることができるかについて、当該死刑囚はまた州の救済手続を受ける余地があり、そのため合衆国最高裁判所は人身保護に関しての管轄権を有しないとの理由で事件を却下した。そのためこの事件では精神障害者の処刑が合憲かどうかの判断を下すまでに至らなかった。<sup>(2)</sup>

その二年後の *Soltesbee v. Balkcom* 事件<sup>(3)</sup>で、合衆国最高裁判所は再び死刑囚の精神異常の申立の手続について判断を下した。事件は改正されたジョージア州の制定法に関するもので、死刑の執行を待つ者が精神異常になったことについて十分な証拠を提出したとき、州知事はその裁量により当該死刑囚を診断する医師を選任することができるという規定に対し、申立人は、この規定は反対尋問の権利と当事者審問で証拠を提出する権利とを奪うものであると主張した。これに対して合衆国最高裁判所は精神異常の死刑囚に対する死刑執行の免除は権利でなく恩恵であり、処刑の猶予あるいは特赦を行う州知事の再審理されることのない権限との比較・類推で考察されるべきものであるとして、異議申立を棄却しジョージア州の手続を支持した。ただし、フランクファーター裁判官は、その少数意見のなかで、精神異常の死刑囚の処刑されないという権利は、その権利を危うくする手続に対して修正第一四条の法の適正な手続条項で保護されている。したがって、精神異常を主張する死刑囚に対しては少なくとも当事者審理を受ける権利を保障するべきであると主張した。<sup>(4)</sup>

四番目の *Carriativo v. California* 事件<sup>(5)</sup>では、受刑者の精神能力についての司法審査が刑務所長の責任においてのみ開始されるとするカリフォルニア州の制定法の規定が争われた。カリフォルニア州最高裁判所は、州の制定法によれば刑務所長が死刑囚の精神能力についての審問を開始しない限り、裁判所は死刑囚の精神能力についての審理権が与えられないと判示し、合衆国最高裁判所も *Soltesbee v. Balkcom* 事件を引用して、全員一致でカリフォルニア州

最高裁判所の判断を支持した。しかし、ハーラン裁判官は同調意見のなかで、カルフォルニア州の制定法は、常時受刑者の精神状態を調査する義務と受刑者の精神能力について司法審査の必要性につき誠実に責任ある決定を行う義務とを刑務所長に科していると述べ、ダグラス、ブレナン両裁判官が同調した少数意見の中でフラン克福ーター裁判官は、刑務所長の決定は一方的で最終的である。合衆国憲法は精神異常の申立につき、正式な当事者審問あるいは司法手続によることを必ずしも要求はしていないが、精神異常の申立についてはできるかぎりの機会を死刑囚に与えることを要求していると主張した。

- (1) *Nobles v. Georgia*, 168, U.S. 398 (1897).
- (2) *Phyle v. Duffy*, 334 U.S. 431 (1948).
- (3) 339, U.S. 9 (1950).
- (4) *Ibid.*, at 23—26.
- (5) 357, U.S. 549 (1958).

### 三 ファーマン判決以後

一九七二年、合衆国最高裁判所は裁量上告を認めた *Furman v. Georgia* 事件、*Jackson v. Georgia* 事件、および *Branch v. Texas* 事件の三事件<sup>(1)</sup>について、現在運用されている死刑は、残酷かつ異常な刑罰を禁止する合衆国憲法修正第八条および修正第一四条に違反するものであるとの裁定をくだした。これまでも死刑の合憲性が合衆国最高裁判所で争われた例はいくつか見うけられるが、それらはいずれも特定の死刑執行方法が残酷かつ異常な刑罰を禁じる合衆国憲法の規定に反しないかとか、死刑の選択を陪審の裁量に委ねたり、有罪か否かの認定と量刑を同一手続で

行うことが合衆国憲法の定める法の適正な手続条項に反しないかが争われたものであり、死刑そのものが合衆国憲法修正第八条の残酷かつ異常な刑罰にあたるか否かについて直接判断を下したものはなく、アメリカの長い刑事司法の歴史において合衆国最高裁判所が死刑を違憲と断定したのはこれが最初であり、文字通り画期的な判決であった。

判決理由のなかの各裁判官の意見は様々に分かれた。多数意見の中で、ブレナン、マーシャルの二裁判官の意見は、死刑それ自身が残酷かつ異常な刑罰であるとするもので、とくにブレナン裁判官は、死刑は(a)当該者から「諸権利をもつ権利 (the right to have rights)」を奪い去り、すべてが回復不能のものである。したがって国が人の生命を奪うことは苛酷にして人間の尊厳をそこなうものであり、(b)最近十数年の動向は、死刑相当犯罪の増加にもかかわらず死刑の言渡数は少なく、これは死刑が恣意的に科せられている可能性が高いことを示し、(c)アメリカの死刑制度の歴史および実情よりみれば、死刑は現代の社会に許容されない刑罰であり、(d)他の刑罰より一般予防効果および社会防衛という刑罰の目的に適しているとするとする証拠はないとして、死刑は合衆国憲法修正第八条の要求する人間の尊厳を尊重する趣旨に適合しないことが極めて明白であるとした。ダグラス、スチュワート、ホワイトの三裁判官は、死刑を科するにあたっての裁判官や陪審の自由裁量は、死刑を恣意的かつ差別的に適用するがゆえに残酷かつ異常な刑罰であると指摘した。

他方、バーガー、ブラックマン、パウエル、レーンキストの四裁判官の少数意見は、個人的あるいは立法者としては死刑の廃止あるいは縮小に同意するが、死刑の合憲性の判断は立法府に委ねるべき政策上の問題であって、特段の根拠のない限り立法府の意思を尊重すべきであり、また最近まで死刑を合憲としてきた先例を覆すことは法的安定性を害することにもなりかねないとするものであった。

ファーマン判決の与えたインパクトは極めて大きいものがあり、それまで死刑制度を存置してきた法域すべてが、



死刑それ自体が違憲かの問題と陪審や裁判官などの宣告権者、訴追機関および恩赦や特赦を行う行政機関に与えられた自由裁量は違憲か、および絶対的死刑の法定は合憲かの問題に直面した。しかし、この問題に対する各州の対応は素早く、大半の州でファーマン判決後三年以内に法改正が行われ、死刑が復活された。このような各州の素早い対応は、ファーマン判決自体が死刑を違憲とはしたが死刑それ自体が残酷で異常であるというよりは、死刑を科することについての判断が陪審ないしは裁判官の自由裁量に委ねられているため、その適用が恣意的、差別的なものになっていくという点にあったので、その点を改善することによって死刑制度を復活させることは充分可能であったことによるのである。

ファーマン判決後の各州の死刑復活立法には、(a)一定の犯罪に対して絶対的法定刑として死刑を規定し、死刑の恣意的、差別的適用の余地を排除しようとするものと、(b)陪審ないし裁判官が刑を決定するにあたり基準とすべき事由を法定することによって、その自由裁量の行使に制限を加えようとするものの二つの形態がみられた。

一九七六年、合衆国最高裁判所は *Woodson v. North Carolina* <sup>(1)</sup>、*Roberts v. Louisiana* <sup>(2)</sup> の二事件で (a) の形態の立法の効力を、*Gregg v. Georgia*、*Proffitt v. Florida* <sup>(3)</sup>、*Jurek v. Texas* <sup>(4)</sup> の三事件で、(b) の形態の立法の効力につき判断を下した。すなわち、ファーマン判決は死刑の適用を陪審ないし裁判官の基準のない自由裁量に委ねるような死刑制度を違憲としたものであって、裁量の余地を全く否定したものではないとし、逆に自由裁量の余地を全く欠く死刑の絶対的な法定 (a) の形態の立法) は、犯罪の具体的状況や犯人の性格、前歴などを考慮した刑の量定を不可能にするものであって、かえって人間の尊厳を尊重する合衆国憲法修正第八条の趣旨に反するとして、指針つきの自由裁量を陪審ないし裁判官に与える制度 (b) の形態の立法) が憲法の下で有効性を保つものであるとし、ファーマン判決後に各州で行われた死刑復活立法の効力を確認した。

これらの判決で合衆国最高裁判所は、州の手続は、(a)犯した犯罪に対する刑罰として当該の特定の犯罪者に対し死刑を科すとき、現代社会の規準を反映するような基準を定めなければならない、(b)量刑権者の自由裁量に関して適切な指示を与え、かつそれを制限する明確な基準を規定したものでなければならず、かつ(c)被告人の性格や前歴など犯罪に関連する事由を特別に考慮するための基準をもうけなければならない、という一連の憲法的ガイドラインを導入したのであるが、精神異常の申立に関する現行の手続にこのガイドラインを適用すると、多くの点で妥当性を欠く点が見出されるのである。とくに精神異常の申立があつた場合に、精神異常の定義を定めず、また精神異常の申立の処理の仕方の手続を明確に定めていないときは決定権者の恣意的な自由裁量を許容する結果となり、さらに、精神医学的な診断を行うことなしに精神異常について判定を下すことを認めるときは、精神異常の再審問に不可欠の専門的な判断を欠くことになり不当な結果を生むおそれがある。

以下に、死刑囚の精神異常に関する問題についての、合衆国最高裁判所の判断を紹介する。

(1) *Ake v. Oklahoma* 事件<sup>(4)</sup>

一九八五年二月二六日、合衆国最高裁判所は八対一の票差で、州は被告人が「犯行時の精神異常が公判での重要な要素になるはずであることを示す」ならば、精神異常の抗弁の準備のために無料の精神科医の援助を貧困な刑事被告人に与えなければならないと判示した。被告人エイクは一九七九年末に第一級謀殺と殺人未遂で起訴されたが、犯行の四ヶ月後の罪状認否手続での行動が異常であつたため、裁判官は精神科医に診断するように命じた。その結果エイクは妄想分裂病に罹っていることが判明し、精神能力なしとして州立精神病院に收容された。しかし、六週間後、州立精神病院の主治医は被告人は精神能力を回復したと裁判所に報告したために、彼に対する訴訟手続が再開された。彼の弁護士は精神異常の抗弁を申立て、同時に被告人は貧しくて精神科医の診断をうけることができないので適切な

弁護活動の準備のために精神科医へのアクセスを申立てたが、裁判所は精神病院での医師の証言があったためこの申立を拒否し、結局エイクの精神異常の抗弁は退けられ有罪判決を言い渡した。さらに、量刑においても州は罪状認否においてエイクの危険性を証言した州の精神科医の証言に基づき死刑を求刑し、その証言を反論する専門家の証言を得ることができないままに死刑を宣告された。

上訴審で、エイクは原審において反証するための精神科医の援助が得られなかったことなどを主張したが、オクラホマ州刑事上訴裁判所は、州は死刑犯罪を犯した貧しい被告人に対し精神科医へのアクセスを認める義務は負っていないとして、原審の有罪判決と死刑を支持した。裁量上告を認めた合衆国最高裁判所は、八対一の票差で州は精神異常の抗弁の準備のために貧しい被告人に対し精神科医の無料の援助を与えなければならないとして原判決を破棄し事件を差戻した。

マーシャル裁判官による多数意見は、州が貧しい被告人に精神科医へのアクセスを提供するかどうかを決定するためには、(a)州の行為によって影響を受ける私的利益と、(b)保障を与えることによって被る州の行政的、財政的負担と、(c)手続的保障を与えることによって得られるであろう価値と、保障が与えられないことによって生じるであろう不利益、の三つの要因を衡量してこの問題を決定するべきであり、個人の生命や利益を守るために精神科医へのアクセスを認めることと、それによる州の負担は比較にならないものであり、さらに、精神状態が被告人に対する刑罰と密接に関連しているような場合、精神科医の援助は必須のものとなるとして、被告人が公判担当裁判官に対して自己の犯行時の精神異常が審理の段階で重要な要因であるということを示した場合、州はその防御の準備を援助するために、精神科医への被告人のアクセスを保障しなければならないとした。

(2) Ford v. Winwright 事件<sup>(5)</sup>

フォードは一九七四年にフロリダ州で警官を殺害し、翌年死刑を宣告された。一九八三年に、弁護人はフォードの精神状態は最初の死刑執行令状が發布された一九八一年一二月から低下をみせ、現在は重度の精神病であつて死刑の執行を行うことはできないと主張した。フォードが一九八一年七月から一九八三年一十月の間に発信した多くの手紙は、その精神異常がみせかけではないと信じるに足る精神状態の低下の徴候を示していた——とくに、メッセージがラジオから送信されてくるとか、家族などが人質として刑務所に閉じ込められているとか、死刑判決の猶予の決定が裁判所から送られてくるとかの内容のものが多かった。一九八一年一二月から翌年八月までの間彼を診断した精神科医は、彼が聴覚および視覚の幻覚をとまなり影響妄想の状態にあることを認めた。一九八三年一月、弁護人が依頼したワシントン特別区の精神科医が診断した結果、彼は重度の精神病に罹っており、フロリダ州の制定法が定める死刑の執行を行える精神状態でないことを確認した。

検事の申出により、三名の精神科医が州知事により指名されフォードを診断した。その診断はおよそ三〇分であつたといわれており、面接を受けた証人は一人もいなかった。また、精神科医の一人は、判定をする際にフォードの記録や精神状態の病歴記録をみることを拒否した。

報告書のなかで、二人の精神科医はフォードが「精神病患者」であることは確認したが、自身が処刑されることを理解できないまでには到っていないとした。病歴記録等に関心を払わなかつた他の一人はフォードの精神障害は「ひどいが、計画的で最近覚えたもののようにおもわれる」と報告した。

フォードの精神状態についての意見がこのように分かれたにもかかわらず、州知事はフォードは処刑されるに十分な精神状態にあると結論し、一九八四年四月三〇日に、翌月末の処刑の日を定めた死刑執行令状に署名した。五月に再びフォードの弁護人の依頼により精神科医が診断を行い、彼の状態は「非常に悪化しており、現在では、せいぜい

外の世界の出来事と最低限の接触を保っているにすぎない」ことを確認した。

弁護人は州裁判所に精神能力に関する審問を求めたが拒否されたので、フロリダ南部地区合衆国地方裁判所に人身保護の申立を行い、フォードの精神能力の判定のための審問を求めたが拒まれた。処刑執行の一時時間前に、第一巡回控訴裁判所は上訴についての決定を留保したままで、死刑執行の猶予を認めた。

巡回裁判所は、その後この上訴を却下したが、一九八五年二月に合衆国最高裁判所は事件の裁量上告を認めた。

合衆国最高裁判所は、七対二の多数で上訴審の判決を覆し、フロリダ州の手続は合衆国憲法修正第一四条の法の適正な手続の条項に反するものであるとした。多数意見の五裁判官は、精神異常者の処刑は修正第八条の禁止する残酷かつ異常な刑罰にあたるとした。すなわち、ブレナン、ブラックマン、パウエル、ステイブンスの各裁判官が同調する多数意見で、マーシャル裁判官は、*Soltesbe* 事件をはじめ精神異常の問題に関する従来の最高裁判所の判断は、死刑囚の修正第八条に関する権利にふれていないために適用することができないとして、修正第八条の残酷かつ異常な刑罰の禁止はすくなくとも権利章典が採択された当時禁止されていた刑罰を含むと指摘し、特別な刑罰は「成熟社会の進歩をしめす寛容 (decency) の評価基準」<sup>(6)</sup>に照らして評価しなければならず、また「修正第八条が保障する基本的人権の尊厳と適合するものでなければならぬ」とする最近の修正第八条テストを確認し、精神異常の死刑囚の処刑に関し広範囲な制限を設けているコモン・ローの原則に言及して、「……今日、以前にまして、われわれは何故選び出され、その基本的な生命権を剝奪されるかを理解しない者を処刑することの応報的価値について真剣に問わなければならない……その目的の理解という救いなしに恐怖と苦痛から死刑囚を守ることであるのか、あるいは現在行われている愚かな復讐という野蛮なものから社会の尊厳そのものを守るためなのか。その制限は修正第八条の適用を確認するものである」と述べた。合衆国最高裁判所はまた、死刑囚の精神能力を決定するためのフロリダ州の制定法は、

州指名の精神科医の判定に反論する機会を奪い、最終的決定を完全に州の行政部においているために不当であるとした。しかし、合衆国最高裁判所はどのような手続が死刑囚の精神異常の主張の公正な判定の保障のために必要かについてはとくに述べず、死刑囚の精神能力を判定するための指針が設定されるべきであると示唆するのみであったが、この時まで、合衆国最高裁判所は精神異常とおもわれる死刑囚の処刑が違憲かどうか、あるいは精神異常の主張を判定するために特別な手続が必要かどうかについて判断をくだしたことはなかったのである。

先に述べたように、大部分の合衆国の州においては精神異常の申立を判定する手続はさまざまであるが、州知事が精神異常の申立に対して最終的な決定をすることを定める死刑法をもっている一三の州は、フォード判決の結果としてその手続を修正するものとおもわれる。精神状態の判定に関する事件についての決定を完全に矯正当局の裁量においている州も同様に影響をうけるべきであろうとおもわれる。

- (1) *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972) ; *Jackson v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972) ; *Branch v. Texas*, 408 U.S. 238 (1972).
- (2) *Woodson v. North Carolina*, 428 U.S. 280 (1976) ; *Roberts v. Louisiana*, 428 U.S. 325 (1976).
- (3) *Gregg v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1976) ; *Proffitt v. Florida*, 428 U.S. 242 (1976) ; *Jurek v. Texas*, 428 U.S. 262 (1976).
- (4) *Ake v. Oklahoma*, 105 S. Ct. 1087 (1985).
- (5) *Ford v. Wainwright*, 106 S. Ct. 2595 (1986).
- (6) *Ibid.*, at 2600.
- (7) *Ibid.*, at 2601.

#### 四 精神異常死刑囚の処刑

本年初めにアムネスティ・インターナショナルが発表した「アメリカ合衆国の死刑」<sup>(1)</sup>は以下のような精神異常死刑囚の処刑を紹介している。

##### (1) Arther Goode の場合

アーサー・グードは三歳のときから精神病の病歴があった。一五歳のとき、彼は性にまつわる問題を起こしホルモン剤のデボ・プロベラの注射をされた。一九七二年、一八歳のとき、彼は幼児に対する性的暴行で逮捕された。その後何回かの逮捕の後精神病院に入院させられたが、一九七七年に逃走し、フロリダ州で一〇歳の少年を性的暴行および虐待により殺害した。彼の病歴と公判前の精神科医による診断で責任能力なしとの判断をくだされたのにもかかわらず、裁判所が選任した三人の精神科医は一九七七年の殺人事件の際に彼は正常な精神能力であったと判定した。裁判所が選任した弁護人の助けをかりてグードは自身で公判廷に立ち、「自身が有罪であるとの証拠を明らかにし、彼の有罪とされた部分についての残虐行為を詳細に証言し、自分は有罪であり死刑を宣告されるべきであると陪審に訴えた」。第一一巡回控訴裁判所は「グードの精神能力は極めて疑わしい」としつつも彼の有罪を支持した。<sup>(2)</sup>フロリダ州の知事と三名の州指名の精神科医は彼は処刑されるに十分な精神状態にあるとした。

グードのために行われた連邦裁判所への上訴——フォードの上訴と同様にフロリダ州の精神状態テスト手続の不当性を申立てたものであった——は、一九八四年四月四日第一一巡回上訴裁判所により却下された。同じ日に、合衆国最高裁判所は彼の再審の請願と執行の猶予の申請を却下した。一九八四年四月五日にグードはフロリダ州で処刑された。

## (2) Morris Odell Mason の場合

モリス・オーデル・メイソン——黒人の農夫——は、一九七八年五月にアルコール飲用による興奮状態で白人の老婦人を殺害して有罪の答弁をし、一九七八年一〇月に死刑を宣告された。申立によればメイソンはこの婦人を強姦したのちに家に放火して焼死させたということである。

メイソンは、精神病の長い病歴をもち精神分裂病と診断されて三つの州立精神病院で入院生活を送った——彼の知能指数は六六で、精神年齢は八歳であった。殺人を犯したとき、放火罪で有罪を宣告され仮出獄中であつた。弁護人によれば、殺人を犯す一週間前に、彼は二度も彼の保護観察官に飲酒と薬物依存が抑えられないので援助を求めたということである——犯行の前日には、彼はハーフ・ウェイ・ハウス<sup>(3)</sup>に収容してくれるように頼んでいた。しかし、バージニア州ではこのような場合利用できる施設はなかつた。

バージニア州法は精神異常と認められた有罪の者を精神医療施設に移送することを定めている。しかし、死刑囚の場合は刑務所長のみの責任で精神状態の審問を開始することができた。一九七八年に、三名の精神科医がメイソンが裁判の前に八年間にわたって分裂病に罹っていたことを認めた。裁判所は精神状態の判定に精神科医の援助を求める申立を却下した。裁判所が選任したメイソンの弁護人は私的に精神科医を依頼する基金をもっていなかつた。その結果メイソンは正常な精神状態にあるとされた。一九八五年メイソンの弁護人は合衆国最高裁判所の州は公判のために精神異常の抗弁を準備する際に無料の精神科医の援助を貧困な被告人に与えなければならないという一九八五年二月の Ake v. Oklahoma 事件の判決に基づいて事件の再審と刑の執行の猶予を求めた。しかし、合衆国最高裁判所はその両者を却下した。

バージニア州知事も、メイソンの弁護人が行った精神異常とその病歴を根拠とする、慈悲の請願を退けた。一九八



五年六月二六日メイソンは処刑された。

(3) David Livingstone Funches の場合

デイビッド・リビングストン・ファンチェス——黒人のベトナム帰還兵——は、一九七四年に酒場強盗で二人の白人を殺害し、一九七三年に死刑を言渡された。有罪の確定後数年経って、現在多くのベトナム帰還兵に悪影響を与えていることで知られる精神障害である PTSD に罹っていると診断されたが、この病気はファンチェスの裁判とその後に行われた最初の上訴のときにはまだよく知られていなかった。

ファンチェスは一九六五年、一八歳のときに合衆国海兵隊に入隊し、一九六七年に南ベトナムに送られた。南ベトナムでは激しい戦闘に参加した。彼は地雷の爆発で重傷を負い、日本の海軍病院で三ヶ月を過ごした。彼の軍歴は輝かしいものであったが——軍務に服しているあいだその勇敢さをたたえて五度も勲章を授けられた——障害の初期の徴候はこの段階で現れていた。彼は日本から合衆国の海軍病院に移送され、そこで精神神経性抑鬱症に罹っていると診断されたが、それにもかかわらず一ヶ月後軍務に復帰させられた。その後彼の軍歴は悪化し、しばしばの無断外出で一九七一年に不名誉除隊処分を受けた。

ファンチェスは一九八二年にはじめて PTSD の指導的な専門家である精神科医によって刑務所のなかで診断を受け、PTSD に罹っていると診断された。精神科医は、ファンチェスは詳しく述べたがらないが、彼の戦争経験が、南ベトナム従軍の直前に弟が殺されたことや幼児期にあった出来事などと重なって重度の PTSD の抑鬱症的性格になったのであるとした。精神科医はこの病気は重度の内的抑圧によって引き起こされるものであり、長期にわたる情緒抑制、現実からの遊離、精神的な損傷および記憶喪失を伴い、ときに攻撃的行動という抑えることができない爆発となって現れると述べた。

しかし、ファンチェスの障害の全貌は、新しく設置された州の基金による機関 (state-funded appeals office)<sup>(5)</sup> の弁護士が、処刑予定の前月に事件を再調査するまで明らかにならなかった。最初、弁護士は彼の家族や友人と面接した。彼らは南ベトナムに従軍する前後の彼の状態にはっきりした対照があったと証言した。非常に貧しくかつ粗野な家庭環境で育ったが、彼は静かで知的な野心を抱いた十代の少年であり、学校でもよくできたと言った。彼は高校卒業直後に海兵隊に入隊した。これは軍隊での経歴が彼の人生を好転させると考えていたからである。彼の妹によれば明るく素直な性質であったのに、彼はベトナムからヘロイン中毒と「シエル・ショック」といわれる状態で帰還してきた。彼は騒音が我慢できず、しばしばフレッシュバックに悩まされ、不眠を訴えくりかえし悪夢にうなされていった。彼は、戦闘をしているかのように機関銃をかかえる恰好をして身を屈めなければ屋内に入ることができなかったと家族は証言している。屋内で過ごすことができず、妹が「狐の穴」と名付けた穴を作って、家の下のその穴で寝ていた。後に、彼は車の中で寝るようになった。彼の家族や友人は、薬物依存のある部分は彼の戦傷のたえまない痛みのためであると考えていた——刑務所の医療記録はその後も痛みを訴えていたと指摘している。軍隊を離れてから定職を見つけることもできず、放浪し軽犯罪を犯したりしていた。

ファンチェスは公判の際、形式的な精神能力テストを受けたが、その時に彼は戦争の記憶を極度に思い出さないようにし、公判担当弁護士にも伝えなかった。この弁護士は後に上訴を担当した弁護士に、PTSDの存在も知らなかったし、情報もなく、ファンチェスの精神状態を判定するために私費で精神科医を依頼する資金もなく、また、公判でも弁護士はファンチェスの生育歴や経歴については何の調査もしなかったし、ベトナムから帰還した際の精神状態について知るために彼の家族と面接することもしなかったと証言した。これは主として——フロリダ州の死刑法の初期の適用段階では多くの弁護士がそうであったのだが——弁護士は制定法に定める特別な軽減事由が制限列举であると

誤って思い込んでいたからである。その軽減事由の中には、被告人の性格や経歴に関する軽減事由は含まれていなかった<sup>(6)</sup>のである。後に、最初の裁判の時の弁護人は、「なにであれ証拠が軽減に使えることができると知っていれば、私は完全にファンチェスの経歴を調査したであろう」と述べている。

上訴担当の弁護人は、一九七五年当時の彼の訴訟能力については重大な疑いがあると主張した。この考えは、一九八六年に彼を診断した精神科医も支持した。また、一九八二年に彼を診断した精神科医は、PTSDに関する多くの症例での経験に基づいて、これらの事実が原審あるいは軽減事由の審理の際に裁判所と陪審に提出されていたならば「結果として異なった評決あるいは判決がでたであろう」と述べている。この二人の精神科医はファンチェスの障害を早期に発見して早期に適切な治療をしていれば、障害は軽度になっていたであろうと述べている。

一九八六年四月二〇日に提出された再審理の動機は、審理を開くことなく却下され、その審理のあいだ死刑を猶予するようにとの申立も却下された。医学的および心理学的な報告書とファンチェスの家族などによる詳細な宣誓供述書が付されて提出された州知事に対する慈悲の訴えも退けられて、ファンチェスは一九八六年四月二二日にフロリダ州で処刑された。

#### (4) Jerome Bowden の場合

ジェロウム・ボーデン——精神薄弱の黒人——は、白人女性に対する強盗殺人で一九八六年六月に処刑された。彼は州が選任した心理学者の三時間におよぶ知能検査の結果、知能指数が平均六五で電気処刑を免ずるほど低くはないと認められたその翌日に刑を執行された。

弁護人は、この心理学者の判定に対して異議申立ができなかった。人口の三四%を黒人が占めている地域の事件であったにもかかわらず、検事によって黒人を排除した陪審によって死刑を宣告された。このような陪審員選定手続は

違憲であるとの合衆国最高裁判所の判決があり、それによればポーデンの場合死刑の執行の停止を受ける権利があったにもかかわらず、彼の弁護士は異議申立の機会を逃し、依頼人の権利を放棄してしまったのである。

ポーデンは、一部は犯行に加わったという彼自身の自由により、そして一部は分離裁判で終身刑に処せられた共犯者の証言により有罪を宣告されたのであるが、真犯人が共犯者かポーデンかは立証されなかった。精神鑑定のために精神科医の援助を求めたポーデンの申請は公判担当判事によって却下され、弁護士も精神鑑定の申請を撤回したため精神障害に関する申立を放棄したとみなされた。そうでなければ、この事件は、先に紹介した貧困な被告人が犯行時の精神状態が重要な要因であることを示そうとするとき、州は精神鑑定のための費用を支給しなければならないと判示した一九八五年二月の合衆国最高裁判所の判決に基づき再審が行われるべきものであった。

ポーデンの精神年齢は一二歳であると報告されている。彼は自分が言い渡された有罪の意味も、死刑の意味も理解していなかったのである。弁護人の一人は「彼は、自分が存在しなくなるということ想像もできないのである。このような者に刑を執行することは、無意味な応報である」と述べている。

ポーデンの処刑は、最初一九八六年六月一八日に予定されていたが、刑の執行の八時間前にジョージア州の仮釈放委員会は、彼の精神能力を判定するため、九〇日間の刑の執行停止を認めた。六日後、この停止は——この日、委員会はその指名によってポーデンを検査した心理学者から、その知能指数が六五であるという報告を受け取った——撤回された。委員会の一員は、のちにポーデンの知能指数が四五であれば死刑は免れたであろうと述べている。

一回限りのテストで結論を出した委員会の判定の妥当性について疑問が投げかけられた。『アメリカ市民の自由連合』(American Liberties Union)は「知能指数が六五以下ならば、二〇世紀においては人間の職分を果たすことができないであろうが、しかし、死刑という刑罰で罰せられるには十分であると考えたのか」と非難した。

ボーデンの生と死を最終的に分けたものは、州が指名した専門家が判定した知能指数であり、知能検査で知能指数が六五であったというのが不運のはじまりであった。まさにこの事件は「州の死刑の適用にみられる残虐な気紛れの演じる役割に疑問をもつ者に対して、この悲惨な物語は確固とした証拠を提出するであろう。」<sup>(?)</sup>ものであった。

(5) Gary Eldon Alvord の場合

ゲリー・エルドン・アルボードは、一九八四年一月二九日にフロリダ州で処刑されることになっていた。彼は成人して以来その大半をミシガン州の精神病院で送ったのち、フロリダ州に逃走した。フロリダ州で一九七三年に三人の女性を殺害した。執行予定三日前に彼は一団の州の精神科医に診断された。彼らは州知事にアルボードは精神異常の状態にあったので処刑するべきでないと報告した。州知事はフロリダ州法により治療のために州立精神病院に移送するように命じた。この規定は、精神状態のゆえに処刑が妥当でないと認められた死刑囚は「病院のしかるべき職員」が「正常な精神能力を回復した」とするまでは病院に収容されることを定めていた。この病院移送の時までに、彼はすでに一〇年間を死刑囚監房で過ごしていた。

アルボードの事件は、人を処刑に適するという明確な目的で患者を治療することと医の倫理の関係についての強い関心をよびおこした。一九八四年一二月、フロリダ州立病院人権擁護委員会は「アルボード氏に処刑されるに十分な能力を回復させる目的で精神衛生上の治療を与えることを、医の倫理を根拠として拒否する病院のスタッフを完全に支持する」と宣言し、これは「直接間接を問わず、処刑者として行為する精神医は医の倫理を逸脱している」とするアメリカ精神医学会のとった立場に同調するものであった。

フロリダ州人権擁護委員会への書簡の中で、さきの委員会は処刑のための精神的能力を欠くことが認められた死刑囚は、刑が終身刑に軽減されなければ精神異常の治療のために州立の治療施設に送られることがないとするべきである

と勧告し、さらに、制定法に「処刑される能力の決定に関する詳細な基準、およびその基準に能力判定の司法審査の権利を含む」という規定を盛り込むよう州議会に勧告した。

フロリダ州精神衛生協会は精神異常者の処刑と、「処刑される者の精神能力の決定に関し知事が精神科医を指名することに反対する決議を採択し、また、すべての精神医学に関係する専門家は、死刑囚の精神能力に関する決定に参与することを拒否するように訴えた。

- (1) Amnesty International, *United States of America The Death Penalty* (London, 1987), pp. 81—87. アムネステイ・インターナショナル編 辻本義男・辻本衣佐訳『アメリカの死刑』(アムネステイ・インターナショナル日本支部、一九八七年) 二二〇—二二七頁。なお、本書の引用、翻訳についてはアムネステイ・インターナショナルの新聞・出版部門の長である Richard Reooh 氏より筆者あての書簡で許可をいただいたことを附記しておく。
- (2) *Goode v. Wainwright*, No. 704 F. 2nd, 593 at 601.
- (3) ハーフ・ウェイ・ハウス (Halfway House) は刑務所に代わるものとして犯罪者が監督付で収容される宿泊所である。犯罪者は通常昼間は施設外で労働するが、夜間は宿泊所に出頭し宿泊しなければならない。州により仮出獄した者は釈放前に「ハーフ・ウェイ・ハウス」に移される。
- (4) PTSD [「ストレス性外傷後遺症」(戦争など、強いストレスを経験した後起こる精神疾患、悪夢や抑鬱状態、生き残ったことに対する罪悪感などがその臨床症状)は、一九八〇年に臨床的に確認できる精神障害であることが初めて認められ、アメリカ精神医学協会 (APA) 診断基準マニュアル第三版に取り入れられた。この障害は重い内的ストレスによって引き起こされ、多くのベトナム戦争帰還兵や、人質や誘拐の被害者に現れることが確認されている。
- (5) 死刑囚援助会 (the Capital Collateral Representative) は、有罪確定後に上訴を行う死刑事件の被告人に対し無料の法的援助を行うために一九八五年一〇月に設立された。
- (6) 当時のフロリダ死刑法は、量刑の際に「九二二・七条に列記されている」軽減事由を考慮することを要求した。この規定は弁護士に列挙されている七個の軽減事由に限ってのみ証拠を提出することができるものであるかと思ひ込まれた。この規定は、の

ちて裁判所は死刑裁判の量刑段階において軽減のために提出されるいかなる証拠も考慮しなればならないとした Lockett v. Ohio (1978) 事件に関する合衆国最高裁判所の決定に基づき、フロリダ州議会により「九二二・七条に列記されている」の語句は削除され、「犯罪の性質と被告人の性格」に関係があると思われる事項が挿入された。

(7) *The Atlanta Constitution*, 1 July 1986.

(8) フロリダ州の州立病院で治療を受けている患者の権利に関する問題につき、独自の立場で機能することが制定法で定められている。類似の委員会が合衆国保健福祉省のもとにある各州の施設にも設置されている。

## おわりに

精神異常(障害)者に対する死刑の免除につき、国連事務総長が一九八五年四月二六日に発表した死刑に関する報告書は、「精神病に関しては、多くの国が精神病が死刑判決あるいは死刑の執行を妨げるものであると報告している」<sup>(1)</sup>と述べ、また、一九八四年に国連経済社会理事会が採択した保護条項は、死刑は「精神障害になった者」に対して行うことができないと定めていること<sup>(2)</sup>から、世界的な合意であると思われるが、アメリカにおいてはいまだに少年の処刑と精神異常者の処刑が問題にされている。わが国においては、このような問題が裁判所で争われるようなことはないであろうが、アメリカの実情をみることは、国家が人の生命を奪う制度としての死刑を考えるうえでのひとつの参考となることとおもわれる。

(1) Capital Punishment Report of Secretary General, E/1985/43, 26 April 1985 (The UN Secretary General's report on capital punishment).

(2) 死刑に直面する者の権利の保護に関する保障 (Safeguards Guaranteeing Protection of the Rights of Those Facing the Death Penalty) に関する決議 (Safeguard 3 of Resolution 1984/50) は、一九八四年五月二五日に国連経済社会理事会が採択された。